

平成 20 年度

太良町 普通会計

バランスシート・行政コスト計算書

平成 21 年 9 月

太良町 財政課

太良町普通会計バランスシートについて

1. 構成

- ① バランスシート本表
- ② 附属書類
 - ◆ 有形固定資産明細表
 - ◆ 土地明細表
 - ◆ 普通建設事業費に係る補助金、負担金等の状況
 - ◆ 主な施設の状況

2. バランスシートの作成方法

本バランスシートは、総務省が平成13年3月に公表した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に示された方法により作成しています。

基本的な前提は、以下のとおりです。

(1) 対象会計の範囲

普通会計を対象としており、本町においては、「一般会計」と「山林特別会計」と「老人保健特別会計の一部」及び「後期高齢者医療特別会計の一部」です。これは、地方財政状況調査（決算統計）における決算状況を示す区分であり、全団体共通の基準によるデータであるためです。

(2) 作成基準日

平成21年3月31日（会計年度の最終日）をバランスシート作成の基準日としています。ただし、出納整理期間（平成21年4月1日～5月31日）における平成20年度の収入支出については、基準日までに終了したものとして処理をしています。

(3) 基礎数値

資産等の把握にあたっては、昭和44年度以降の決算統計データを使用しています。

3. バランスシートの各項目について

(1) 資産

一会計年度を越えて経営資金として用いられると見込まれるものとし、「有形固定資産」、「投資等」及び「流動資産」に分類して表示しています。

ア 有形固定資産

町が所有している庁舎、道路、学校等の土地や建物などで、長期間にわたって行政サービスを提供するために使用される資産のことです。

① 評価基準

実際に投下した税等の資金の運用形態を表す観点から、取得原価主義（過去の実際の支出額を基礎とする）を採用しています。

② 評価方法

資産形成のために実際に投下された税等の額を表す普通建設事業費をもって、有形固定資産の取得原価としています。

③ 減価償却

翌年度以降に継承される資産を把握するため、土地以外のものについて次の耐用年数表に基づき定額法により減価償却を行っています。

【有形固定資産耐用年数表】

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数
1 総務費		7 土木費	
(1) 庁舎等	50	(1) 道 路	15
(2) その他	25	(2) 橋りょう	60
2 民生費		(3) 河 川	60
(1) 保育所	30	(4) 砂 防	60
(2) その他	25	(5) 海岸保全	50
3 衛生費	25	(6) 港 湾	50
4 労働費	25	(7) 都市計画	
5 農林水産業費		ア 街 路	15
(1) 造 林	25	イ 都市下水路	20
(2) 林 道	15	ウ 区画整理	40
(3) 治 山	30	エ 公 園	40
(4) 砂 防	50	オ その他	25
(5) 漁 港	50	(8) 住 宅	40
(6) 農業農村整備	20	(9) 空 港	25
(7) 海岸保全	50	(10) その他	25
(8) その他	25	8 消防費	
6 商工費	25	(1) 庁 舎	50
		(2) その他	10
		9 教育費	50
		10 その他	25

④補助金等の取扱い

町が、国等から補助金等の交付を受けて有形固定資産を整備する場合がありますが、実際に有形固定資産を所有・管理するのは本町のため、本町の資産として計上しています。

⑤事業負担金の処理

他団体（国、県、一部事務組合、民間等）に支出した補助金、負担金等により本町以外に有形固定資産が形成される場合がありますが、本表には計上していません。なお、普通建設事業費に係る補助金、負担金等については、所有権はなくても住民に役立つ社会資本整備に貢献していることから、附属書類により状況を表示しています。

⑥表示方法

総務費、民生費等の行政目的別に区分して表示しています。また、附属書類で主な有形固定資産の取得原価、減価償却累計額等の情報や土地についての主要な投資分野ごとの昭和44年度以降の取得累計額を明らかにしています。

イ 投資等

「投資及び出資金」、「貸付金」、「基金」及び「退職手当組合積立金」に分類し、「投資及び出資金」については額面により評価・計上しています。また、基金のうち流動性の高いものについては、流動資産に分類しています。

ウ 流動資産

流動性の高い（ただちに現金化が可能な）基金である「財政調整基金」及び「減債基金」、形式収支に相当する「歳計現金」並びに「未収金」に分類して表示しています。また、未収金は、「地方税」及び使用料等の未収に係る「その他」に区分して表示しています。

(2) 負債

将来において支払いや返済の必要があるものをいい、1年以上先に支払いが発生するものを「固定負債」とし、1年以内に支払いが発生するものを「流動負債」とします。

ア 固定負債

「地方債」、「債務負担行為」及び「退職給与引当金」に分類しています。

①地方債

地方債残高から翌年度支出予定の償還元金を控除した額を計上しています。

②債務負担行為

「物件の購入等」については、PFI等の手法により整備した有形固定資産で、物件の引渡しを受けたものについて、翌年度以降の支出予定額を計上します。

また、「債務保証又は損失補償」については、履行すべき額が確定したのものについて、翌年度以降の支出予定額を計上します。

なお、欄外注記の債務負担行為に関する情報のうち、「物件の購入に係るもの」については、土地やその他の物件の購入等に係る平成21年度以降の支出予定額です。

③退職給与引当金

町の職員に対しては、その勤続年数に応じて退職手当を支給することが条例で定められていることから、年度末に全職員（当該年度末退職者を除く）が普通退職すると想定した場合の退職手当総額を引当金として計上しています。

推計値を算定する方法として、「退職給与引当金＝対象職員数×平均給料月数×平均勤続年数」による普通退職の支給率を使用しています。

イ 流動負債

「翌年度償還予定額」及び「翌年度繰上充用金」に分類し表示しています。

①翌年度償還予定額

地方債の年度末残高のうち、翌年度の償還予定額（元金分）を計上しています。

②翌年度繰上充用金

歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げてその年度の歳入に充てることをいいます。なお、平成20年度は該当がありませんでした。

(3) 正味資産

有形固定資産等の資産形成のための資金のうちで、返済の必要のない資金をいい、既に住民から支払われた税や国・県からの補助金等を財源として取得している金額を表示しています。

ア 国庫支出金、都道府県支出金

資産形成のために充てられた「国庫支出金」、「都道府県支出金」の累計額で、用地取得費に充てられた国庫支出金、県支出金以外は耐用年数に合わせて償却を行います。

イ 一般財源等

資産形成のために充てられた資金のうち町税等の一般財源や負担金等その他の財源で、下記により算出されます。

一般財源等＝資産－負債－（国庫支出金＋都道府県支出金）

4. 附属書類及び欄外注記

(1) 附属書類

詳細情報については、次の附属書類で表示しています。

ア 有形固定資産明細書

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額等の情報を表示しています。

イ 土地明細書

主な投資分野ごとに土地の取得価額の累計額を表示しています。

ウ 普通建設事業費に係る補助金、負担金等の状況

普通建設事業費により他団体に支出した補助金、負担金等の累計額を表示するとともに、最近5年間の行政目的別に支出額を表示しています。

エ 主な施設の状況

町が所有する主な施設について、取得年度、取得価額、減価償却累計額、残存価額を表示しています。

(2) 欄外注記

バランスシートと一体となってお知らせする情報として、債務負担行為に関する情報を表示しています

5. バランスシートの分析

(1) 資産【有形固定資産、投資的資産、流動的資産】

資産とは、将来にわたり行政サービスを楽しむことができる価値、つまり後世の世代が受けることのできるサービスです。バランスシートからはその内訳を把握することができます。

本町においては、資産に占める有形固定資産が70%を占めています。その中で土地を除いた建物や道路などの建設物が62%を占めています。

また、本町の資産は町民1人当たり約205万円となっています。

(2) 負債【借入金(町債)、退職給与引当金】

負債とは、将来返済しなければならない債務であり、後世の世代が負担することになる借金です。負債が多ければそれだけ町税等からその償還や利払いに回す必要が生じ、財政の硬直化を招く一因となります。

本町の負債は町民1人当たり約52万円となっています。

(3) 正味資産

正味資産とは、現在までの世代が既に負担して形成した後世の世代に引き継ぐ正味価値です。この内訳として、資産形成の財源となった国庫支出金や県支出金、一般財源等があります。

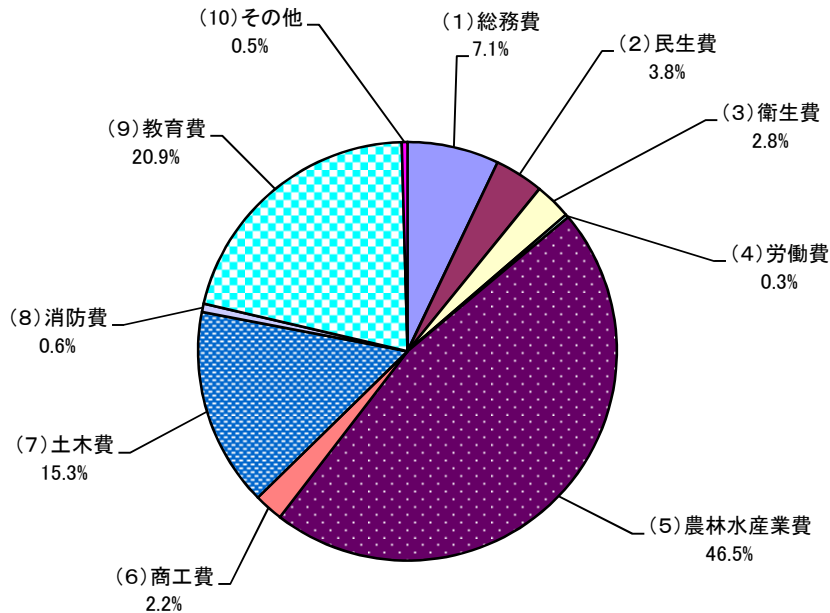
本町の資産形成は、地方債や国県支出金を有効に活用しつつ、負債の合計25%を50ポイント上回る(75%)正味資産を後世の世代に残していることを示しています。

(4) 目的別有形固定資産

有形固定資産明細表は、資産のうち有形固定資産を目的別に分類することにより、どの分野に重点的に資産形成されているかが分かります。

本町の場合、基幹産業である農林水産施設整備に最も投資しており、ついで小中学校などの教育施設や公民館等の生涯学習施設並びに道路など、町民の生活基盤となるインフラ整備を優先しており、農林水産業費・教育費・土木費合わせて8割以上を占めています。

有形固定資産の一覧表（太良町）



平成21年3月31日現在

(5) 各種指標

ア 正味資産比率（自己資本比率）

正味資産比率＝正味資産／総資産

総資産は正味資産と負債の合計であることから、この比率は保有する総資産のうち返済義務を負わない部分がどの程度あるかということを示すもので、つまり、正味資産の割合が小さいと負債に依存する割合が大きくなり財政の健全性が後退します。

平成 20 年度末の正味資産比率は 74.7%です。（平成 19 年度末 73.7%）

イ 負債比率

負債比率＝負債／総資産

総資産に対し負債がどれくらいあるかを見るもので、通常、企業では負債が自己資本以下であれば財務体質は健全であり、自己資本が大きく下回れば健全性は低くなるといわれています。企業会計と地方公共団体会計は異なりますが、参考に自己資本を正味資産に置き換えてみると、平成 20 年度末の負債比率は 25.3%となります。（平成 19 年度末 26.3%）

ウ 予算額対資産比率

歳入総額に対する総資産の比率を計算することにより、ストックである資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。平成 20 年度の普通会計歳入決算額は 49 億 5797 万 1 千円で同年度末総資産は 214 億 1955 万 8 千円ですから、総資産／歳入決算額＝4.3 となり、太良町の平成 20 年度末の総資産は、約 4 年分の歳入に相当する額がストックされていることとなります。（平成 19 年度末約 4.3 年分）

エ 流動比率

流動比率は、流動資産を流動負債で除した比率で、一般的には高い方がよく 100% 以下では健全とはいえません。平成 20 年度末の流動比率は 310.7%となります。（平成 19 年度末 270.6%）

オ 固定比率

固定比率＝有形固定資産／正味資産









有形固定資産の形成をどの程度借入資本に依存してきたかをみるもので、民間企業と違い有形固定資産の形成だけを目的としない地方公共団体にとっては、低い方が望ましい。平成 20 年度末の固定比率は 93.2%となります。(平成 19 年度末 95.7%)

カ 町民 1 人当たり将来負担額

町民 1 人当たり将来負担額は、(地方債残高＋債務負担行為額－現金・預金高)／人口により算出し、一般的には少ない方が将来の負担は小さく、財政は健全といえます。

平成 20 年度末 1 人当たり将来負担額は約 24.6 万円となります。

(参考) 各種指標等の前年度との比較

指標名	平成 20 年度	平成 19 年度	比較結果
資産額 (町民 1 人当たり)	205.0 万円	200.2 万円	4.8 万円増 
負債額 (町民 1 人当たり)	52.0 万円	52.6 万円	0.6 万円減 
正味資産比率	74.7%	73.7%	1.0%増 
負債比率	25.3%	26.3%	1.0%減 
予算額対資産比率	約 4.3 年分	約 4.3 年分	— 
流動比率	310.7%	270.6%	40.1%増 
固定比率	93.2%	95.7%	2.5%減 
町民 1 人当たり将来負担額	24.6 万円	26.6 万円	2.0 万円減 

行政コスト計算書について

1. 行政コスト計算書の目的

バランスシートは、一定の時点における資産、負債等の状況を表しているものですが、地方公共団体の活動は、将来の世代も利用できるような資産の形成のみではなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスの提供も行っています。

そこで、バランスシートとともに、地方公共団体の活動を分かり易くする観点から、資産の形成につながらない当該年度の行政サービスの提供の状況を説明する手段として「行政コスト計算書」を作成するものです。

これは、いわゆる企業会計で見られる損益計算書にあたるもので、税金や受益者の負担を財源とする行政サービスが、いかに効率的に提供されたかをコストという側面から分析します。

◎バランスシート・・・ストック（年度末における資産等の状況）

◎行政コスト計算書・・・フロー（当該年度の費用の流れ）

2. 行政コスト計算書の作成基準

総務省が平成13年3月に公表した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に示された方法により作成し、基本的な前提は以下のとおりです。

（1）対象会計の範囲等

行政コスト計算書は、バランスシートと表裏一体の関係にあることから、対象会計範囲、作成基準日、基礎数値等はバランスシートと同様です。

（2）コストの範囲

発生主義の観点から、当該年度の町民へ提供した行政サービスに要した費用のうち、土地・建物など資産形成につながる支出を除いた現金支出に、減価償却費、不納欠損額、退職給与引当金といった非現金支出を加えたものを計上します。

（3）行政コストの分類

コスト分析を容易にするため、行政の分野ごとにその性質別（人件費、物件費、扶助費、普通建設事業費など）の内訳を示すこととし、目的別経費（議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費など）と性質別経費を合わせたマトリックス（行・列）としました。

なお、性質別経費は、経費をその経済的性質を基準として分類したものであり、大きく「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」、「移転支的コスト」、「その他のコスト」の4種類に分類されます。

3. 行政のコスト

当該年度の町民に提供した行政サービスに要する費用のうち、資産形成につながる支出（バランスシートに計上）を除いた現金支出に、減価償却費、不納欠損額、退職給与引当金繰入金といった非現金支出を加えたものを計上しています。

（1）人にかかるコスト

行政サービスの担い手である職員に要するもので、「人件費」、「退職給与引当金繰入金等」を計上しています。

（2）物にかかるコスト

当町が最終消費者になっているもので、「物件費（施設の管理運営費など）」、「維持補修費」、「減価償却費」を計上しています。

(3) 移転支出的なコスト

他の主体に移転して効果が生じるようなもので、「扶助費」、「補助費等」、「繰出金」、「普通建設事業費（他団体への補助金等）」を計上しています。

(4) その他のコスト

上記に属さないもので、「災害復旧費」、「公債費（利子分のみ）」、「不納欠損額」を計上しています。

4. 収入項目

(1) 使用料・手数料

バランスシート上で経理されない「分担金及び負担金」、「使用料及び手数料」、「財産収入」、「寄附金」、基金の取崩しによるもの以外の「繰入金」、貸付金元金収入以外の「諸収入」について、現年調定額を計上しています。

(2) 国庫(県)支出金

資産形成に充てられたものを除いた国や県からの「負担金・補助金」等の支出金を計上しています。

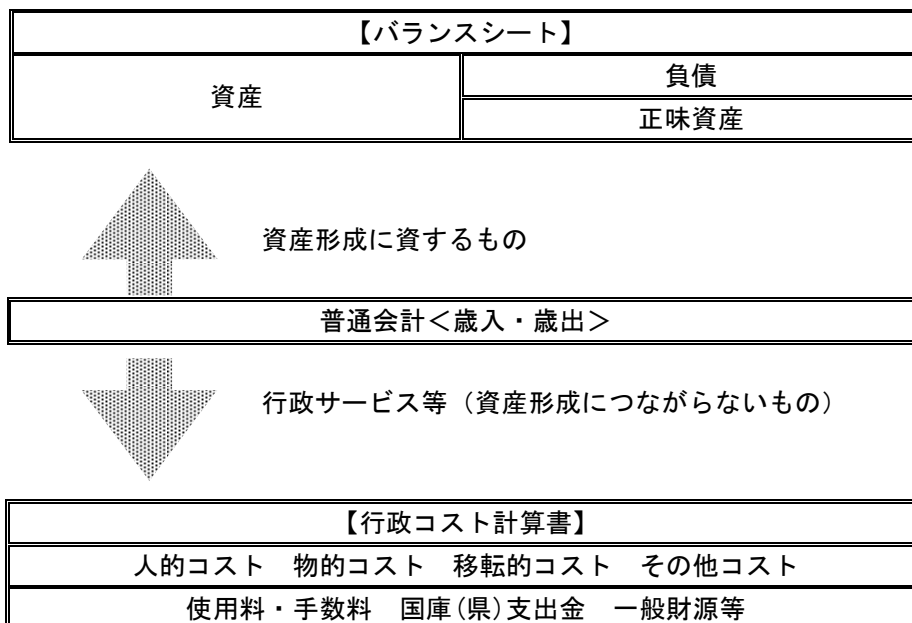
(3) 一般財源

「地方税」、「地方譲与税」、「利子割交付金」、「配当割交付金」、「株式等譲渡所得割交付金」、「地方消費税交付金」、「自動車取得税交付金」、「地方特例交付金」、「地方交付税」、「交通安全対策特別交付金」の現年調定額を計上しています。

(4) 正味資産国庫(県)支出金償却額の計上

正味資産の国庫(県)支出金のうち有形固定資産の減価償却額に相当する額を収入項目として計上しています。

5. バランスシートと行政コスト計算書の関係



6. 行政コスト計算書の分析

太良町の行政コストは、平成 20 年度において 40 億 8699 万 7 千円となり、町民 1 人当たりでは約 39 万 1 千円となりました。

(1) 目的別経費の内訳

目的別の内訳は、民生費 11 億 9065 万 7 千円 (29.1%)、農林水産業費 7 億 9022 万円 (19.3%)、総務費 5 億 5716 万 1 千円 (13.6%) が上位の費目となっています。

(2) 性質別経費の内訳

性質別の内訳は、人件費等の「人にかかるコスト」が 7 億 8011 万 9 千円 (19.1%)、物件費や維持補修費等の「物にかかるコスト」が 14 億 419 万 7 千円 (34.3%)、扶助費や補助費等の「移転支出的なコスト」が 18 億 2506 万 8 千円 (44.7%)、公債費等の「その他のコスト」が 7761 万 3 千円 (1.9%) となっています。

(3) 町民 1 人当たりの行政コスト

町民 1 人当たりの行政コスト 39 万 1 千円の内訳は、次のとおりです。

【行政コスト】

●人にかかるコスト	約 7 万 5 千円
●物にかかるコスト	約 13 万 4 千円
●移転支出的なコスト	約 17 万 5 千円
●その他のコスト	約 7 千円

【収入項目】

●使用料・手数料等	約 1 万 8 千円
●国庫（県）支出金	約 4 万 8 千円
●一般財源	約 31 万 6 千円

* 住民基本台帳人口 10,447 人（平成 21 年 3 月 31 日現在）

(4) 主な目的別による性質別の特徴

各分野のサービスがどのようなコストで構成されているかを見ることにより、行政の活動内容がわかります。

(単位：千円、%)

目的別	行政コスト 合計	人にかかるコスト		物にかかるコスト		移転支出的な コスト	
議会費	72,202	66,949	92.7	4,289	6.0	964	1.3
総務費	557,161	329,174	59.1	170,787	30.6	57,200	10.3
民生費	1,190,657	59,530	5.0	98,924	8.3	1,032,203	86.7
衛生費	401,967	56,673	14.1	140,884	35.0	204,410	50.9
労働費	2,720			2,648	97.4	72	2.6
農林水産業費	790,220	98,644	12.5	364,583	46.1	326,993	41.4
商工費	78,811	21,387	27.1	39,366	50.0	18,058	22.9
土木費	304,622	21,609	7.1	277,534	91.1	5,479	1.8
消防費	200,176	18,662	9.3	20,559	10.3	160,955	80.4
教育費	410,848	107,491	26.1	284,623	69.3	18,734	4.6

上記の表で目的別の特徴を見ると、商工費、土木費、教育費では、有形固定資産を多く有していることから、物件費、維持補修費などの「物にかかるコスト」の占める割合が高く、民生費、衛生費、消防費では、扶助費や補助費等などの「移転支出的なコスト」の占める割合が高くなっています。また、議会費、総務費では、人件費などの「人にかかるコスト」の割合が高くなっています。

(5) 目的別における収入項目の比率

目的別における収入項目の比率を見ることにより、その分野の行政コストが受益者からの使用料・手数料や資産から生み出されている収益で賄われているのか、国や県からの支出金で賄われているのか、また、町税等の一般財源がどれだけその分野に投入されているのかを見ることができます。

(単位：千円、%)

目的別	行政コスト 合計	使用料・手数料等		国庫（県）支出金		差引一般財源	
議会費	72,202	0	0.0	0	0.0	72,202	100.0
総務費	557,161	13,711	2.5	27,910	5.0	515,540	92.5
民生費	1,190,657	94,846	8.0	386,091	32.4	709,720	59.6
衛生費	401,967	25,985	6.5	6,068	1.5	369,914	92.0
労働費	2,720	0	0.0	0	0.0	2,720	100.0
農林水産業費	790,220	14,912	1.9	66,590	8.4	708,718	89.7
商工費	78,811	391	0.5	836	1.1	77,584	98.4
土木費	304,622	3,813	1.3	1,539	0.5	299,270	98.2
消防費	200,176	7,231	3.6	0	0.0	192,945	96.4
教育費	410,848	5,495	1.3	16,321	4.0	389,032	94.7
その他	77,613	21,006	27.1	0	0.0	56,607	72.9
合計	4,086,997	187,390	4.6	505,355	12.4	3,394,252	83.0

行政コスト 40 億 8699 万 7 千円のうち、使用料・手数料等が 1 億 8739 万円 (4.6%)、国庫（県）支出金が 5 億 535 万 5 千円 (12.4%)、残りの 33 億 9425 万 2 千円は、町税、地方交付税などの一般財源で賄われていることとなります。

行政目的別に見てみると、民生費、農林水産業費で国庫（県）支出金の割合が高くなっていますが、行政コスト全体では 11.1%にすぎず、使用料・手数料等の占める割合は行政コスト中 4.6%しかなく、本町の行政コストにかかる大部分の経費は、町税、地方交付税等の一般財源が投入されていることがわかります。